

規約の改正

【規約改正の主な内容】

- ・ 委員会の活動期間をより明確にするため、委員の任期を区切ることとしたい(第 17 条)。

規約

現行	改正案
<p>第 17 条 本会はその運営等のため、理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる。委員会の委員は会長がこれを委嘱する。</p>	<p>第 17 条 本会はその運営等のため、理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる。</p> <p>2.委員会の委員は会長がこれを委嘱する。 (追加)</p> <p>3.委員の任期は 2 年を原則とし、再任は妨げないものとする。</p>